

平成 27 年 2 月 3 日

研究助成金・論文表彰金の支払い方法および税務上の留意事項について

リハビリテーション医学研究財団

研究助成金・論文表彰金は、いずれの場合も当財団にて源泉税徴収の上、申請者の指定銀行口座宛に振り込み致します。後日、当財団から支払調書を郵送いたしますので、その調書に基づきまして確定申告手続きをお取り頂くようお願い申し上げます。

なお、他に申告すべきものがなければ、金額 50 万円までは一時所得として非課税となり、源泉税部分が還付されることとなります。何卒、ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上